

## 健康診断受診時における新型コロナウイルス感染予防対策について

令和5年5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、「2類」から「5類」に移行されました。移行したことによる大きな変更点は以下の4つになります。

### 【変更点】

- 1、政府として一律に日常における基本的感染対策を求めることがなくなります。
- 2、感染症法に基づく、新型コロナ陽性者や濃厚接触者の外出自粛が求められません。  
※陽性の場合、5日間外出を控えることは推奨されています。
- 3、医療費等については健康保険が適用となり、一部薬剤費等を除き1～3割の自己負担が、基本となります。
- 4、受診できる医療機関が限られていましたが、幅広い医療機関で受診できるようになりました。

### 【健康診断受診時において気を付けるべき点】

新型コロナウイルス感染対策の政府の方針は個人の判断となりましたが、

- ①健康診断を実施する施設が医療機関であること
- ②滞在時間が長時間に及ぶ場合があること
- ③医療面接や保健指導が対面で実施されること

以上3つの理由を踏まえ、健康診断を受診する際には、下記のご協力をお願いします。

### 【お願い】

- ・マスクの着用をしましょう。
- ・手洗いはまたはアルコール消毒液による手指消毒を心がけましょう。
- ・体温計等で事前に体温測定をしましょう。
- ・発熱などの風邪症状がある場合は、体調が回復してから受診しましょう。
- ・新型コロナウイルス陽性の場合は、療養期間が終了してから受診しましょう。
- ・会場内での会話は小声で最小限にしましょう。
- ・決められた受付時間を守りましょう。

## 特に大事な3つのお願い

・マスクの着用

・手洗い消毒

・体温の事前測定

この3つのお願いは  
お守りいただくよう  
ご協力お願いします！



### 【おわりに】

新型コロナウイルスが5類に移行され、政府からの要請や関与はなくなり、個人の判断がベースとなりましたが、感染を防止するために健康診断受診時や日常生活などで引き続き手洗いや換気などの基本的な感染対策を行っていきましょう。